

○経済産業省告示第百九十六号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の住所に変更があったので、同条第二条後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和六年十一月二十五日

経済産業大臣 武藤 容治

一 特定社会基盤事業の種類

石油精製業

二 特定社会基盤事業者の名称

富士石油株式会社

三 変更前の住所

東京都品川区東品川二丁目五番八号

四 変更後の住所

東京都品川区北品川六丁目七番二十九号

五 変更年月日

令和六年九月三十日